

丸亀市監査委員公表第4号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年3月23日

丸亀市監査委員 三谷英昭

丸亀市監査委員 片山圭之

定期監査結果報告書

～平成 28 年度定期監査～

平成 2 9 年 3 月

丸亀市監査委員

平成28年度定期監査報告書

第1 監査の対象及び期間

対 象		監 査 期 間
部 課 等 名	内 容	
議会事務局（政務活動費）		平成27年度の資料による 平成28年7月14日から 平成28年8月4日まで
幼保運営課 （保育所）	飯山北第一、飯山南	平成28年6月30日 現在の資料による 平成28年7月28日から 平成28年8月18日まで
幼保運営課 （幼稚園）	飯山	平成28年6月30日 現在の資料による 平成28年7月28日から 平成28年8月18日まで
教育委員会 （小学校）	本島、小手島	平成28年6月30日 現在の資料による 平成28年8月1日から 平成28年8月22日まで
教育委員会 （中学校）	東	平成28年6月30日 現在の資料による 平成28年8月1日から 平成28年8月22日まで
生活環境部	スポーツ推進課、環境安全課	平成28年8月31日 現在の資料による 平成28年9月15日から 平成28年10月6日まで
	市民課、クリーン課 市民活動推進課	平成28年8月31日 現在の資料による 平成28年9月21日から 平成28年10月13日まで
都市整備部	都市計画課、建築課 建設課	平成28年8月31日 現在の資料による 平成28年9月29日から 平成28年10月20日まで
	下水道課	平成28年8月31日 現在の資料による 平成28年10月6日から 平成28年10月27日まで
総務部	綾歌市民総合センター 飯山市民総合センター	平成28年8月31日 現在の資料による 平成28年10月6日から 平成28年10月27日まで
	税務課、行政管理課	平成28年9月30日 現在の資料による 平成28年10月14日から 平成28年11月4日まで
選挙管理委員会事務局		平成28年9月30日 現在の資料による 平成28年10月14日から 平成28年11月4日まで
市長公室	秘書広報課	平成28年9月30日 現在の資料による 平成28年10月14日から 平成28年11月4日まで
総務部	財務課、公共施設管理課 人権課	平成28年9月30日 現在の資料による 平成28年10月19日から 平成28年11月9日まで
教育委員会	学校教育課、図書館	平成28年9月30日 現在の資料による 平成28年10月26日から 平成28年11月16日まで
	総務課、学校給食センター	平成28年9月30日 現在の資料による 平成28年11月1日から 平成28年11月22日まで
こども未来部	子育て支援課、幼保運営課	平成28年10月31日 現在の資料による 平成28年11月30日から 平成28年12月21日まで
会計課		平成28年10月31日 現在の資料による 平成28年12月5日から 平成28年12月26日まで

対 象		監 査 期 間
部 課 等 名	内 容	
議会事務局		平成 28 年 11 月 30 日 現在の資料による 平成 28 年 12 月 13 日から 平成 29 年 1 月 10 日まで
競艇事業局	経営課、営業課	平成 28 年 11 月 30 日 現在の資料による 平成 28 年 12 月 13 日から 平成 29 年 1 月 10 日まで
健康福祉部	保険課、健康課	平成 28 年 11 月 30 日 現在の資料による 平成 28 年 12 月 16 日から 平成 29 年 1 月 13 日まで
	福祉課、高齢者支援課	平成 28 年 11 月 30 日 現在の資料による 平成 28 年 12 月 22 日から 平成 29 年 1 月 19 日まで
市長公室	政策課、職員課、危機管理課	平成 28 年 11 月 30 日 現在の資料による 平成 29 年 1 月 6 日から 平成 29 年 1 月 27 日まで
水道部	水道経営課、上水道課	平成 28 年 11 月 30 日 現在の資料による 平成 29 年 1 月 12 日から 平成 29 年 2 月 2 日まで
産業文化部	産業振興課、地籍調査課 文化観光課	平成 28 年 12 月 31 日 現在の資料による 平成 29 年 1 月 19 日から 平成 29 年 2 月 9 日まで
	農林水産課	平成 28 年 12 月 31 日 現在の資料による 平成 29 年 1 月 25 日から 平成 29 年 2 月 15 日まで
農業委員会事務局		平成 28 年 12 月 31 日 現在の資料による 平成 29 年 1 月 25 日から 平成 29 年 2 月 15 日まで
消防本部	総務課、予防課、防災課 北・南消防署	平成 28 年 12 月 31 日 現在の資料による 平成 29 年 1 月 25 日から 平成 29 年 2 月 15 日まで

第 2 監査の方法

監査は、地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、対象部課等からそれぞれ関係資料の提出を求め、試査、照合及び関係職員の説明を聴取して実施した。

- (1) 予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産の管理等の事務の執行が法令に従って適正に行われているか。
- (2) 経営に係る事業の管理が法令に従って適正に行われているか。
- (3) 組織及び運営が合理的かつ効率的に行われているか。

また、行政監査としてテーマを掲げた税外未収金等にかかる債権管理については、対象となる課に対し、事前に債権管理調査票に記入してもらい、それを基に関係職員の説明を聴取して監査を実施した。

なお、行政監査全般については、監査の過程で必要に応じて適正及び効率性、能率性の確保に留意して監査を行った。

第3 監査の結果

事務処理等は、おおむね適正に処理されていたが、一部において次のとおり改善、検討等を要する事項が見受けられた。

今後、事務の執行にあたっては指摘事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において指導した軽微な事項については記載を省略しているが、それらにも十分留意して事務の執行に努めていただきたい。

指摘事項

1 各課共通事項

【予定価格の適正な運用について】

随意契約によることができる場合の基準は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に予定価格が地方公共団体の規則で定める額を超えないものとする定められている。

本市の随意契約の予定価格の設定状況は、丸亀市契約規則第27条第4項に予定価格を定めなければならないとあるが、多くの随意契約において丸亀市契約規則第27条第4項のただし書き「市長が特に必要がないと認めたときは、この限りでない」を適用し、予定価格を省略している。さらに、その条項を適用した理由等の記録もない。また、小額随意契約の限度額の判断となる予定価格を設定せずに随意契約が行われている状況である。

地方公共団体にとって最も有利な契約をするための基準となる予定価格を理由もなく省略すべきではない。

予定価格を設定することはもちろん、し意的な運用を排除するためにも、丸亀市契約規則第27条第4項のただし書きを適用する場合の基準をできる限り明確かつ具体的に定めて、本条項を適正に運用すること。

【業務委託の再委託に係る手続きの適正化について】

- ・ 業務委託の再委託を承認する上で、再委託の必要性、再委託を行う範囲、再委託の契約金額及び契約書の写しなどは必要最低限の項目であるが、これらの事を確認する書類の提出を求めずに再委託を承認している。
- ・ 再委託等の承認に係る審査が行われたか確認できる記録がない。
- ・ 再委託を承認した承諾書を発行していない。
- ・ 承諾書に再委託の条件を付していない。
- ・ 特命随意契約（1者随契）した業務委託を一括して再委託している。

これら不適切な再委託の承認手続を未然に防ぎ、さらに再発防止に努めるためにも、統一的な手順や書類の様式を定めて再委託に係る手続きの適正化に努めること。

【契約保証金の適正な運用について】

建設工事に係る契約以外の契約で、保証人をたてている契約を除いた、契約金額が 500 万円以上の全ての契約（プロポーザル方式を含む）において、丸亀市契約規則第 32 条第 7 号「市長が特に必要がないと認めたとき」を適用して契約保証金を免除して契約保証金の納付が行われていない。さらに、この条項を適用した全ての契約において、当該判断の根拠が記録されていない。

本来契約保証金とは、契約者の契約上の義務の履行を確保するために徴収する担保であり、債務不履行の場合における損害を賠償させるための納付金であることから、契約保証金の適正な運用を行うこと。また、この条項を適正に運用する観点からも、判断の根拠を記録化すること。

そして、し意的な運用を排除するためにも、基準をできる限り明確かつ具体的に定めて本条項を適正に運用すること。

2 各課個別事項

【総務部】

○財務課

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法が改正され、平成 27 年 4 月 1 日以降に本市と締結した公共工事の受注者が下請契約を締結するときは、金額にかかわらず施工体制台帳の作成及び提出が義務付けられた。しかしながら、改正内容の認識不足から旧様式での提出や添付書類の不足などが見受けられた。

施工体制台帳の作成及び提出について、周知・徹底を図ること。

【健康福祉部】

○保険課

海外療養費に関する保険者と国保連合会間の委託契約において、自動更新を含む契約となっているが、地方自治法第 208 条第 2 項の「会計年度独立の原則」により、契約の締結は毎年度更新が必要である。例外として、地方自治法施行令第 167 条の 17 の委任を受けた丸亀市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例に該当する契約のみが認められている。しかしながら、本契約は条例で規定している長期継続契約に該当しないことは明らかであるので、法令等に従った業務遂行をすること。

【こども未来部】

○子育て支援課

地域子育て支援拠点事業の委託契約において、委託料で備品を購入しているが、契約期間は1年間で受託者が次年度以降継続されるとは限らない。委託料での備品購入は望ましくなく、市が購入して貸与すべきである。なお、事情があつて委託料に含んだ場合は、契約期間終了後の備品の取り扱いについて仕様書等で定めておくこと。

○幼保運営課

保育所保育料は強制徴収公債権であり、市が自ら滞納処分できる自力執行権のある債権である。しかしながら、財産調査が行われていないのが現状である。債権管理を怠ることのないよう財産調査などを行い、債権管理の適正化を図ること。

【生活環境部】

○市民活動推進課

七尾市・丸亀市少年団体交歓研修会補助金の精算を行っているが、残金61,124円を子ども会育成連絡協議会の特別会計へ積立てている。この補助金は今年度の受入事業としての補助金であるので、残金は返還すること。

○環境安全課

墓地管理システム保守業務委託、空家台帳システム保守業務委託等について、機器等のリース契約を伴わない保守だけの契約を長期継続契約として締結している。これは、丸亀市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例に反した契約であるので、法令等に従った業務遂行をすること。

○スポーツ推進課

市民球場使用料を減免する場合に、口頭にて許可している。丸亀市公園条例施行規則第10条の規定に従い、利用者から減免申請を受けたうえで減免許可を行うこと。

【都市整備部】

○下水道課

下水道法第37条の2（改善命令等）及び第38条第1項（監督処分等）の規定に基づく行政処分を行うにあたり、丸亀市下水道条例第20条（排除の停止又は制限）及び第26条（改善命令）を定めている。これらによる行政処分基準及び指導指針につ

いては具体的な判断基準が作成されておらず不透明であるので、早急に作成し公表すること。

【水道部】

○上水道課

丸亀市浄水場他計器保守点検業務委託（長期継続契約）は随意契約をしているが、地方自治法施行令第167条の2第1項には該当しないので、入札すべきであった。契約手続の公正性及び透明性を確保することができるよう、契約の方法については丸亀市契約規則に従って執行すること。

【産業文化部】

○産業振興課

私債権の貸付金を滞納している者に対し、裁判所へ支払督促を申し立て、債務名義を取得したことにより滞納処分できる債権になったにもかかわらず、財産調査が行われていない。判決が出たのだから、次の段階へ進み、適切な債権管理を行うこと。

○農林水産課

丸亀市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱に対応する、香川県農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付要綱は、平成25年4月11日に改正されているが、丸亀市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱は、平成23年11月21日以降改正されておらず、内容に矛盾が生じている。改正内容を確認し、早急に修正すること。

【競艇事業局】

○経営課

丸亀競艇場・BP まるがめ清掃業務委託の長期継続契約において、入札等の執行及び契約締結の時期は履行の始期の属する年度における予算措置の観点から、新年度予算に係る議案の議会提出後でなければならないものとしているのに、議案提出前の1月に入札行為をしている。

丸亀市長期継続契約を締結することができる契約の締結に係る取扱要綱第5条第5号の規定に従った業務遂行をすること。

【消防本部】

○総務課

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により締結された随意契約は、丸亀市契約規則第 27 条第 2 項により、随意契約結果書により公表することとなっているが、該当する契約全てにおいて公表ができていない。公表については、丸亀市契約規則に従って執行すること。

【教育委員会】

○総務課

各小中学校の消防用設備（消火器具）等の点検報告において、平成 23 年の省令改正により型式が失効したものが放置されたままになっていたり、耐圧性能検査の義務付けができていないなど、適切に処置されていなかった。法令に沿った処理をするのはもちろん、子ども達の安全に関わってくる問題なので、早急に対応すること。

○学校教育課

教育支援センター設置事業委託料を教育委員会の内部組織の小中学校生徒指導対策協議会（会長 教育長）へ委託している。

支出の経理の方法は、支援センター職員（市臨時職員）が、電話料金以外の支出を全て立替払しており、支出に対する支払命令書もなく、誰が立替払をしたのか、誰が承認をしたのか確認できないなどの不適正な支出事務が行われている。

さらに、学校教育課が事務局になり、支出等の審査をしているということだが、現状は、1 ヶ月分の支出明細の報告があるのみで審査及び監査機能が働いていない。当該業務を委託方式で行う必要性もないことから、全ての経費を節に振り分けて市予算に計上すること。

第 4 意見

本市の運営の合理化等に資するため、次のとおり意見を付する。

1 各課共通意見

【プロポーザル方式の保証人について】

プロポーザル方式の契約において保証人をたてている場合、保証人に課す義務は、丸亀市契約規則第 36 条第 1 項第 1 号の金銭保証のみを適用して、契約を履行することを定めた第 2

号の適用はプロポーザル方式の趣旨からすると、なじまないのではないか。

さらに、特命随意契約（1者随契）の場合も同じことがいえるのではないか。

プロポーザル方式で契約した契約保証人の適用について検討していただきたい。

【複数年契約及び単価契約に関する契約保証金の取り扱いについて】

丸亀市契約規則第31条に契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額とすると定めているが、この条項を複数年契約に適用した場合は、契約金額によっては多額の契約保証金を納付することになる。

そこで、複数年にわたる業務委託契約および単価契約に関する契約保証金の取り扱いについて検討していただきたい。

2 各課個別意見

【総務部】

○公共施設管理課

指定管理者監査や定期監査において、指定管理者委託における協定書等に記載されている文書等の提出を求めているもの、期限が守られていないものが見受けられた。担当課が協定内容について把握できるように求めるとともに、公共施設管理課でもチェック機能を果たし、十分指導していただきたい。

【健康福祉部】

○健康課

健康増進計画に関するアンケート業務の段階でプロポーザルによる契約をし、次の段階の計画策定支援業務においては提案による選考もないままアンケート業務を行った業者と随意契約を締結していた。これでは競争性が確保されていない。一連の契約を全体の契約として捉え、債務負担行為の予算計上をしたうえで、最も適した契約方法により締結すべきである。